

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（本則関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第二項関係）	3
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第三項関係）	4

改 正 案	現 行
第八条（略） 2 5 （略） 6 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。	第八条（略） 2 5 （略） 6 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。
7 次に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好	7 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、」とあるのは、「二号俸（」とする。 8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同

であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの

8|
5|11|
(略)

第八條の二 再任用職員で国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六條の二及び前條第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

9|
5|12|
(略)

第八條の二 再任用職員で国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六條の二及び前條第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（号俸の決定基準等） 第五条（略） 2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、 職員の昇給について準用する。この場合において、同条 第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除 く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項ま で及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、 同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条 」と、同条第六項中「職務の級がこれに」とあるのは「 職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の 級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する 階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職 員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十 六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適 用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属す る階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に あつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐 及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。 」と読み替えるものとする。 3 5 （略）	（号俸の決定基準等） 第五条（略） 2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は 、職員の昇給について準用する。この場合において、同 条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を 除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項 まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」 と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるの は「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十 六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに 」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第 九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当 該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその 者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年 法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空 将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、 当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空 佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等 陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は （三）欄をいう。」と読み替えるものとする。 3 5 （略）

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（育児短時間勤務職員についての給与法の特例） 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				（育児短時間勤務職員についての給与法の特例） 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第八条第	決定する	決定するものとし、その者の俸給	決定するものとし、その者の俸給	第八条第	決定する	決定するものとし、その者の俸給	決定するものとし、その者の俸給
三項、第		月額は、その者の受ける号俸に応	月額は、その者の受ける号俸に応	三項、第		月額は、その者の受ける号俸に応	月額は、その者の受ける号俸に応
四項、第		じた額に、算出率を乗じて得た額	じた額に、算出率を乗じて得た額	四項、第		じた額に、算出率を乗じて得た額	じた額に、算出率を乗じて得た額
六項及び		とする	とする	六項及び		とする	とする
第七項		に、算出率を乗じて得た額とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第八項		に、算出率を乗じて得た額とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第八条第	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第十二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	に、算出率を乗じて得た額とする
十一項				（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例） 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例） 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第八条第	決定する	決定するものとし、その者の俸給	決定するものとし、その者の俸給	第八条第	決定する	決定するものとし、その者の俸給	決定するものとし、その者の俸給
三項、第		月額は、その者の受ける号俸に応	月額は、その者の受ける号俸に応	三項、第		月額は、その者の受ける号俸に応	月額は、その者の受ける号俸に応
四項、第		じた額に、算出率を乗じて得た額	じた額に、算出率を乗じて得た額	四項、第		じた額に、算出率を乗じて得た額	じた額に、算出率を乗じて得た額
六項及び		とする	とする	六項及び		とする	とする

(略)	第七項
(略)	
(略)	
(略)	第八項
(略)	
(略)	